年金1 (問題)

【第I部】

問題1. 次の(1)~(5)の各問に答えなさい。[解答は解答用紙の所定の欄に記入すること] (2 0 点)

(1)「確定給付企業年金法」における確定給付企業年金の終了に関する記述について空欄を埋めなさい。

第八十三条 規約型企業年金は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合に終了する。

- 一 次条第一項の規定による終了の承認があったとき。
- 二 第八十六条の規定により ① の効力が失われたとき。
- 三 第百二条第三項又は第六項の規定により ① が取り消されたとき。
- 2 基金は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合に解散する。この場合において、当該基金型企業年金は、終了したものとする。
- 一 第八十五条第一項の認可があったとき。
- 二 第百二条第六項の規定による基金の ② があったとき。

第八十四条 事業主は、実施事業所に使用される被用者年金被保険者等の過半数で組織する労働組合があるときは当該労働組合、当該被用者年金被保険者等の過半数で組織する労働組合がないときは当該被用者年金被保険者等の過半数を代表する者の同意を得たときは、厚生労働大臣の承認を受けて、規約型企業年金を終了することができる。

- 2 前項の場合において、実施事業所が二以上であるときは、同項の同意は、各実施事業所について得なければならない。
- 3 第五条第二項及び第三項の規定は、第一項の終了の承認があった場合について準用する。この場合において、同条第三項中「承認を受けた規約」とあるのは、「承認を受けた旨」と読み替えるものとする。

第八十五条 基金は、代議員会において代議員の定数の③ の多数により議決したとき、又は基金の ④ が不可能となったときは、厚生労働大臣の認可を受けて、解散することができる。

2 第五条第二項及び第三項の規定は、前項の解散の認可があった場合について準用する。この場合において、同条第三項中「承認を受けた規約」とあるのは、「認可を受けた旨」と読み替えるものとする。

(2)「確定給付企業年金法」「確定給付企業年金法施行令」および「確定給付企業年金法施行規則」 の給付の額の算定方法等に関する記述について空欄を埋めなさい。

○確定給付企業年金法

第三十二条 給付の額は、政令で定める基準に従い規約で定めるところにより算定した額とする。

- 2 前項に規定する給付の額は、加入者期間又は当該加入者期間における ⑤ その他これに類するものに照らし、適正かつ合理的なものとして政令で定める方法により算定されたものでなければならず、かつ、特定の者について不当に差別的なものであってはならない。
- ○確定給付企業年金法施行令
- 第二十四条 法第三十二条第二項の政令で定める方法は、次の各号のいずれかに該当する方法とする。
- 一 加入者期間に応じて定めた額に規約で定める数値を乗ずる方法
- 二 加入者であった期間の全部又は一部における ⑤ その他これに類するものの平均額又は累計額に、加入者期間に応じて定めた率及び規約で定める数値を乗ずる方法
- 三 加入者であった期間のうち規約で定める期間ごとの各期間につき、定額又は ⑤ その他これに類するものに一定の割合を乗ずる方法により算定したものの再評価を行い、その累計額を規約で定める数値で除する方法
- 四 その他厚生労働省令で定める方法
- 2 前項第一号から第三号までに規定する規約で定める数値は、厚生労働省令で定めるところにより、支給開始時における受給権者の年齢、⑥ 、保証期間(保証期間を定めた場合に限る。) その他厚生労働省令で定めるものに応じたものとしなければならない。
- 3 年金として支給する給付の額は、当該給付が支給される間において、規約で定めるところにより当該給付の額を改定するものとすることができる。
- 4 第一項第三号の再評価及び前項の額の改定は、厚生労働省令で定めるところにより、定率又は国債の利回りその他の厚生労働省令で定めるものに基づくものでなければならない。
- ○確定給付企業年金法施行規則

第二十七条 令第二十四条第二項の厚生労働省令で定めるものは、次のとおりとする。

一 加入者の資格を喪失した者が当該資格を喪失したときから法第三十六条第二項に規定する ⑦ を満たすまでの期間(老齢給付金(法第二十九条第一項第一号に規定する老齢給付金をい う。以下同じ。)の額に当該期間に応ずる利子に相当する額を加算することとなっている場合に 限る。この場合において、当該利子については前条第三項第一号の規定を適用しない。) 二 老齢給付金の受給権者が死亡した場合にその遺族(法第四十八条に規定する遺族給付金(法第二十九条第二項第二号に規定する遺族給付金をいう。以下同じ。)を受けることができる遺族をいう。以下同じ。)に支給される遺族給付金の給付の設計(老齢給付金の受給権の裁定のときに、当該老齢給付金の受給権者の死亡によりその遺族に支給されるべき遺族給付金の給付の設計を選択できる場合に限る。)

三 8

- 四 加入者の資格を喪失した日における当該加入者の年齢
- 五 加入者である期間(以下「加入者期間」という。)
- (3)「確定拠出年金法施行規則」の企業型年金の給付の額の算定方法の基準に関する記述について空欄を埋めなさい。

第四条 確定拠出年金法施行令(平成十三年政令第二百四十八号。以下「令」という。)第五条第 一号の年金として支給されるものの算定方法は、次の各号に掲げる給付の区分に応じ、当該各号に 定める基準に適合するものとする。

一 年金たる老齢給付金

イ 給付の額の算定方法は、請求日(給付の支給を請求した日をいう。以下同じ。)において、 受給権者が企業型年金規約で定めるところにより定めたものであること。

ロ 給付の額は、請求日の属する月の前月の末日以後の ⑨ 額及び支給予定期間に基づいて算 定されるものであること。

ハ 給付の額(ホ及びチの規定により算定される額を除く。)は、請求日の属する月又はへの申出をした日の属する月の前月の末日における ⑨ 額の二分の一に相当する額を超えず、かつ、 ⑩ に相当する額を下回らないものであること(請求日において、 ⑨ について、保険又は共済の契約であって ⑪ を支給することを約したものに基づく保険料又は共済掛金の払込みによって運用の指図を行っているものに係る給付の額を除く。ニにおいて同じ。)。

二 支給予定期間は、受給権者が請求日において企業型年金規約で定めるところにより申し出た 日の属する月以後の企業型年金規約で定める月(請求日の属する月から起算して三月以内の月に 限る。)から起算して ② であること。

ホ 給付の支給を開始した日の属する月から起算して五年を経過した日以後の日に給付の支給を一時に受けることを申し出ることができる旨を企業型年金規約で定めた場合において、受給権者が当該申出をしたときは、その額は、イ及びロの規定にかかわらず、当該申出をした日の属する月の末日における 9 額であること。

へ ⑨ 額が過少となったことにより給付の支給を支給予定期間にわたって受けることが困難
となった場合には、受給権者がその支給を当該支給予定期間にわたって受けることを申し出るこ
とができる旨を企業型年金規約で定めた場合において、受給権者が当該申出をしたときは、その
額の算定方法は、イの規定にかかわらず、一回に限り変更することができるものであること。
ト への申出をした場合にあっては、給付の額は、口の規定にかかわらず、当該申出をした日の
属する月の前月の末日以後の ⑨ 額及び支給予定期間に基づいて算定されるものであり、かつ

ロの規定に基づき算定した額を当該申出をした日の属する月の翌月以後の給付について変更する ものであること。

チ 支給予定期間の最後の月の末日において ⑨ がある場合にあっては、当該月の翌月以後に 支給するものの額は、当該最後の月の末日における ⑨ 額であること。

(4)「確定拠出年金法施行令」に規定されている、企業型年金および個人型年金それぞれの拠出限度 額に関する記述について空欄を埋めなさい。

第十一条 法第二十条の政令で定める額は、その月の末日における次の各号に掲げる企業型年金加 入者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 企業型年金加入者であって次に掲げる者以外のもの 📗 🗓 円
 - イ 私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)の規定による私立学校教職員共 済制度の加入者(事業主が同法第十四条第一項に規定する学校法人等である場合に限る。)
 - ロ 事業主が設立している厚生年金基金の加入員
 - ハ 事業主が設立している石炭鉱業年金基金に係る石炭鉱業年金基金法(昭和四十二年法律第百 三十五号) 第十六条第一項に規定する坑内員(石炭鉱業年金基金が同法第十八条第一項 の事 業を行うときは、同項に規定する坑外員を含む。以下「坑内員等」という。)
 - ニ 事業主が実施している確定給付企業年金の加入者(確定給付企業年金法施行令(平成十三年 政令第四百二十四号)第九十二条第一項の規定に基づき、当該月について確定給付企業年金の 給付の額の算定の基礎としない者を除く。)
- 企業型年金加入者であって前号イからニまでに掲げるもの (14) 円

第三十六条 法第六十九条の政令で定める額は、その月の末日における次の各号に掲げる個人型年 金加入者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 法第六十九条に規定する第一号加入者 [6] 円(国民年金法第八十七条の二第一項の規定によ る保険料又は国民年金基金の掛金の納付に係る月にあっては、その月については、 15 円から当該 保険料又は掛金の額(その額が ⑮ 円を上回るときは、 ⑯ 円)を控除した額)
- 二 法第六十九条に規定する第二号加入者 | ⑯ 円

(5) 各企業年金制度の税制を比較した次の表について空欄を埋めなさい。

		厚生年金基金	確定給付企業年金	確定拠出年金
拠出段階	事業主掛金	損金または必要	損金または必要	損金または必要
	尹未工用亚	経費に算入	経費に算入	経費に算入
	従業員掛金	1 控除	最高5万円の生命 保険料控除	® 控除(平成24年 1月以降の企業型年金の 場合)
給	老齢給付金	雑所得として課税	雑所得として課税	雑所得として課税
	(年金)	(公的年金等控除の	(公的年金等控除の対	(公的年金等控除の対
		対象)	象)	象)
			(従業員拠出相当の控	
			除有)	
付段階	選択一時金	退職所得として課税	退職所得として課税	退職所得として課税
階			(従業員拠出相当の控	
			除有)	
	脱退一時金	⑩ として課税	退職所得として課税	② として課税
			(従業員拠出相当の控	
			除有)	

- 問題 2. 次の(1)~(4)の各間に答えなさい。[解答は解答用紙の所定の欄に記入すること] (20点)
 - (1)確定給付企業年金の実施事業所の減少に係る掛金の一括拠出の方法について簡記しなさい。
 - (2) IAS19号に規定されている、退職給付債務計算にかかる給付の勤務期間への帰属における給付算定式に従う方法について簡記しなさい。
 - (3)確定拠出年金法及び確定拠出年金法施行令の一部改正(平成23年8月10日公布)において、企業型年金加入者による掛金の拠出、投資教育の継続的実施の明確化及び情報収集等業務の委託といった項目が示されているが、これら以外の項目を3点挙げて、それぞれの内容を簡記しなさい。
 - (4) キャッシュバランスプランにおいて、給付の再評価及び額の改定に用いる指標として、国債の利回りを用いる場合、次の①~③のそれぞれに関し簡記しなさい。
 - ①確定給付企業年金法第五十七条に規定する掛金の額の計算に用いる指標の予測値として考えられるもの
 - ②確定給付企業年金法並びにこれに基づく政令及び省令について(法令解釈)第一 二(2)に規 定する給付の額の減額判定に用いる給付現価の計算に用いる指標の予測値の算定方法
 - ③確定給付企業年金法第六十条第三項の厚生労働省令で定めるところにより算定した額(最低積立 基準額)の計算に用いる指標の予測値の算定方法

平成 23 年度 年金 1 ・・・・・7

余白ページ

- 問題3. A社は確定給付企業年金(基金型)を実施しており、平成22年度(平成23年3月末基準) 財政決算の概要は次ページのとおりであった。このとき、次の(1)~(4)の各問に答えな さい。[解答は解答用紙の所定の欄に記入すること] (20点)
 - (1) A 社基金の平成22年度財政決算における継続基準の財政検証の結果を判定しなさい。また、 基準に抵触する場合は、基準抵触による財政再計算を実施した場合の新たな特別掛金率を求めな さい。計算にあたっては、当該財政決算時点ですでに発生している過去勤務債務および当該財政 再計算で発生した過去勤務債務の合計を償却する1本の特別掛金率を設定することとし、償却方 法・年数は平成22年度財政決算時点と同じものとすること。また、洗い替え後の特別掛金は計 算基準日の翌日に遡及して適用するものとし、洗い替え前の掛金の適用遅れは考慮しないものと すること。なお、計算にあたっての途中経過における端数処理はすべて円未満を四捨五入するこ ととし、解答用紙にはその計算過程も明記すること。
 - (2) A 社基金の平成22年度財政決算における非継続基準の財政検証の結果を判定しなさい。また、非継続基準に抵触する場合は、積立比率に応じた額(確定給付企業年金法施行規則第五十八条第一号に定める額)を拠出する方法(A 社基金はその規約において非継続基準に抵触した場合には当該方法で法令上最低限必要な額を追加拠出することとしている。)により翌々事業年度に追加拠出が必要かどうかを判定しなさい。追加拠出の要否の判定においては、翌事業年度の掛金額見込は平成22年度財政決算時点の給与合計により計算すること。なお、計算にあたっての途中経過における端数処理はすべて円未満を四捨五入することとし、解答用紙にはその計算過程も明記すること。
 - (3) A 社基金が、掛金増加となる財政再計算において当面の掛金増加を抑制したいと考える場合、 考えられる方策とそれぞれの問題点を簡記しなさい。
 - (4) A 社基金が、非継続基準の積立比率を向上させるために上記(3)とは逆に掛金拠出を増加させたいと考える場合、考えられる可能な方策を簡記しなさい。

【諸数値】

(単位:千円)

給付現価	将来加入者	0
	現在加入者(将来分)	15,000,000
	現在加入者(過去分)	0
	年金受給者	1,100,000
	待期者	700,000
	その他の受給者	0
	特例掛金収入現価	. 0
給与現価	将来加入者	0
	現在加入者	48,500,000
規約上標準	集掛金率(%)	9.6
規約上特別	引掛金率(%)	8.8
過去勤務債務の償却方法・残存償却年数		元利均等18年
給与合計(月額)	360,000
純資産額		6,800,000
予定利率((%)	3.0
財政方式		加入年齢方式
許容繰越る	下足金の計算方法	標準掛金収入現価の15%
		(適格年金移行にともなう 経過措置:なし)
資産の評価	西方法	時価
当年度末	最低積立基準額	9,900,000
翌年度末島	最低積立基準額の見込額	10,500,000
過去3年度	の非継続基準の積立比率	H21年度:0.60、 H20年度:0.64、H19年度:0.72

【確定年金現価率(年金年額に対する率)】

(予定利率:3.0%)

年数	現価率	年数	現価率	年数	現価率
1年	0.99	11年	9.39	21年	15.64
2年	1.94	12年	10.10	22年	16.17
3年	2.87	13年	10.79	23年	16.69
4年	3.77	14年	11.46	24年	17.19
5年	4.65	15年	12.12	25年	17.67
6年	5.50	16年	12.75	26年	18.14
7年	6.32	17年	13.36	27年	18.60
8年	7.12	18年	13.96	28年	19.04
9年	7.90	19年	14.54	29年	19.47
10年	8.66	20年	15.10	30年	19.89

【第Ⅱ部】

- 問題4. 平成23年度に厚生労働省により確定給付企業年金制度にかかる政省令及び関連通知の一部改正に関する意見募集手続きが実施されているが、当該内容(平成23年12月20日時点で当該意見募集手続きを受けた政省令および関連通知が発出されていればその内容も含む)も踏まえ、次のA、Bいずれかを選択して解答しなさい。[解答は所定の解答用紙に記入し、3枚以内とすること。4枚以上解答した場合、4枚目以降は採点の対象外とする。] (40点)
 - A 確定給付企業年金制度の財政検証がどうあるべきか所見を述べなさい。
 - B 確定給付企業年金制度から確定拠出年金制度への移行に関する問題点についてどうあるべきか 所見を述べなさい。

以上

年金1 (解答例)

【第Ⅰ部】

問題1

①規約の承認	②解散の命令	③四分の三以上	④事業の継続
⑤給与の額	⑥支給期間	⑦老齢給付金支給開 始要件	⑧加入者の資格を喪失した事由
⑨個人別管理資産	⑩二十分の一	①終身年金	⑩五年以上二十年以 下
⑬五万千	⑭二万五千五百	⑮六万八千	⑯二万三千
⑰社会保険料	⑧小規模企業共済等 掛金	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	20一時所得

問題2

以下の内容が簡潔に書かれていればよい。

(1)

- 第八十八条の二 法第七十八条第三項の厚生労働省令で定める計算方法は、次のいずれかの方法と する。
- 一 当該減少に係る実施事業所(以下この条において「減少実施事業所」という。)が減少しない としたならば減少実施事業所の事業主が拠出することとなる特別掛金額の予想額の現価とする 方法
- 二 減少実施事業所が減少する日(以下この条において「減少日」という。)における積立金の額が、当該日を法第六十条第三項に規定する事業年度の末日とみなして同項の規定に基づき算定した最低積立基準額を下回ることが見込まれる場合において、当該下回る額の見込額のうち減少実施事業所に係る分として規約で定めるところにより合理的に計算した額とする方法
- 三 前二号の額のうちいずれか大きい額とする方法
- 四 その他厚生労働大臣が定めるところにより計算した額とする方法(第八十七条の二第一項第三号の厚生労働大臣が定める場合に限る。)
- 2 前項第一号の特別掛金額の予想額の現価の計算に用いる予定利率は、第四十三条第二項第一号の規定に基づき定めた予定利率とする。
- 3 事業主等は、法第七十八条第三項の厚生労働省令で定める計算方法を第一項第一号の方法とする場合にあっては、規約で定めるところにより、同号の方法により計算した額に次の各号に掲げ

る場合の区分に応じ、当該各号に定める額を加算することができる。

- 一 減少日において、積立金の額が当該日を法第六十条第二項に規定する事業年度の末日とみなして同項の規定に基づき算定した責任準備金の額を下回ることが見込まれる場合 当該下回る額の見込額を償却するために必要となる掛金の額のうち減少実施事業所が減少しないとしたならば減少実施事業所の事業主が拠出することとなることが見込まれる掛金の額として合理的に計算した額二 減少日において、時価で評価した積立金の額が前回の財政計算の計算基準日において用いた第四十八条第一項に規定する方法で評価した積立金の額を下回ることが見込まれる場合 当該下回る額の見込額を償却するために必要な掛金の額のうち減少実施事業所が減少しないとしたならば減少実施事業所の事業主が拠出することとなることが見込まれる掛金の額として合理的に計算した額
- 三 減少実施事業所の減少に併せて掛金の額の再計算をするとした場合において、前二号以外の要因により掛金の額が増加することとなるとき 当該前二号以外の要因により増加することとなる掛金の額のうち減少実施事業所の事業主が拠出すべき額として合理的に計算した額
- 4 事業主等は、規約で定めるところにより、第一項に規定する方法で計算した額に、減少実施事業所が減少しないとしたならば減少実施事業所の事業主が負担することとなる第四十五条第一項に規定するその他の掛金の額を加算することができる。
- (2) 退職給付見込額について退職給付制度の給付算定式に従って各勤務期間に帰属させた額を、各期の発生額とする方法。ただし、給付算定式が著しく後加重である場合、定額法による補正(勤務期間の後期における給付算定式に従った給付額が初期よりも著しく高い水準となる場合に、当該期間(従業員の勤務により、はじめて退職給付を生じさせる日(当該給付の支給が、将来のさらなる勤務を条件としているか否かに関係しない)から、それ以降の勤務により、それ以降の昇給の影響を除けば、重要な追加の退職給付が生じなくなる日まで)の給付額が定額で生じるとみなして補正する方法)が必要

(3)

- ①企業型年金加入者の資格喪失年齢の引上げ
 - (A) 企業型年金規約において、60歳以上の一定の年齢に達したときに企業型年金加入者の資格を 喪失することを定めることができることとし、当該年齢は65歳以下の年齢とするものとする こと。
 - (B) 企業型年金に係る規約において(A)を定めたときは、60歳に達した日の前日において実施事業所に使用される被用者年金被保険者等であった者で60歳に達した日以後引き続き当該事業所に使用される確定拠出年金法第2条第6項各号に掲げる者であるもの(当該規約において定める60歳以上65歳以下の一定の年齢に達していない者に限る。)のうち60歳に達した日の前日において当該企業型年金の企業型年金加入者であった者その他政令で定める者についても企業型年金加入者とすること。
 - (C) 企業型年金規約において60歳以上65歳以下の一定の年齢に達したときに企業型年金加入者の資格を喪失することが定められている企業型年金の60歳以上の企業型年金加入者であって、実施事業所に使用されなくなったもの(当該企業型年金に個人別管理資産がある者に限る。)は、企業型年金運用指図者とすること。

(D) 通算加入者等期間に算入する期間を、60歳に達した日の前日が属する月以前の期間に限るものとすること。

②連合会移換者に係る給付

- (A) 確定拠出年金法第83条第1項の規定により個人別管理資産が国民年金基金連合会に移換された者(当該移換された日以後に企業型年金加入者、個人型年金加入者又は個人型年金運用指図者の資格を取得した者を除く。(B)において「連合会移換者」という。)に係る給付の額及びその支給の方法に関する事項について、個人型年金に係る規約に定めることとすること。
- (B) 連合会移換者については、個人型年金加入者であった者とみなして、老齢給付金の支給を請求することなく70歳に達したときは、国民年金基金連合会は、その者に、個人型記録関連運営管理機関の裁定に基づいて、老齢給付金を支給するものとすること。

③脱退一時金の支給要件の緩和

継続個人型年金運用指図者(企業型年金加入者の資格を喪失した後、企業型年金運用指図者又は個人型年金加入者の資格を取得することなく連合会に個人型年金運用指図者となる申出をし(個人別管理資産が国民年金基金連合会に移換された後に当該申出をした場合を含む。)、かつ、継続して個人型年金運用指図者である者(当該申出をしたときから継続して確定拠出年金法第62条第1項各号に掲げる者に該当している者に限る。)であって、当該申出をした日から起算して2年を経過したものをいう。以下③において同じ。)のうち、以下のいずれにも該当するものについては、当分の間、脱退一時金の支給を請求することができることとすること。

- (A) 障害給付金の受給権者でないこと。
- (B) その者の通算拠出期間が1月以上3年以下であること又は請求した日における個人別管理資産の額として政令で定めるところにより計算した額が政令で定める額以下であること。なお、当該額については、おって政令で定めること。
- (C) 継続個人型年金運用指図者となった日から起算して2年を経過していないこと。
- (D) 確定拠出年金法附則第2条の2第1項の規程による脱退一時金の支給を受けていないこと。

(4)

①確定給付企業年金法第五十七条に規定する掛金の額の計算

当該指標に係る実績及び将来の見通しは、以下のとおり将来の年金財政への影響を勘案し決定する。

- ・評価時点での指標そのもの
- ・直近〇年間の平均
- ・市場や経済環境の将来の見通しに基づいた予測値
- ②確定給付企業年金法並びにこれに基づく政令及び省令について(法令解釈)第1.2 (2) に 規定する給付の額の減額判定に用いる給付現価の計算

指標の直近5年間の実績値の平均値とする。

③確定給付企業年金法第六十条第三項の厚生労働省令で定めるところにより算定した額(最低積立基準額)の計算

規約に定めるところにより算定する。

問題3

(設問には掛金の支払回数を特定していなかったが、以下は年 12 回(月払))とした場合の解答を記載する。なお、年 12 回(月払))以外の設定での解答も有効とした。)

(1) (数理上資産額+許容繰越不足金)÷責任準備金=1.13により財政再計算の必要はなし。

【計算過程】

数理債務 15,000,000+1,100,000+700,000-9.6%×48,500,000=12,144,000

特別掛金収入現価 8.8%×360,000×12×13.96=5,307,034

責任準備金=6.836.966

許容繰越不足金=360,000×9.6%×12×15.10×15%=939,341

数理上資產額=6.800.000

比率=(数理上資産額+許容繰越不足金)÷責任準備金=1.13

(2) 純資産額-最低積立基準額=0.68 により基準に抵触し追加拠出が必要。

【計算過程】

純資産額:6,800,000 最低積立基準額 9,900,000

純資産額÷最低積立基準額=0.68

積立比率 0.80 を下回る部分:9,900,000×0.8-6,800,000=1,120,000

 \rightarrow 1, 120, 000/5=224, 000 ··· ①

積立比率 0.80~0.90 の部分:9.900.000×0.1=990.000

 \rightarrow 990,000/10=99,000 ··· ②

翌事業年度の最低積立基準額増加見込 … 10.500,000-9,900,000=600,000 … ③

- 1+2+3=923,000
- 翌事業年度の掛金見込: (9.6%+8.8%) ×360.000×12=794.880 ··· ④
- ①+②+③が④を上回るため、少なくとも 128.120 千円の追加拠出が必要
- (3)以下のような方策が考えられるが、総じて掛金引上げ抑制は資産の積み上げのペースが遅くなり、 非継続基準の積立比率の向上のペースも遅くなることに留意する必要がある。
 - ・最長期の償却年数の採用
 - ・数理的評価の採用 … 継続して使用することが前提であり、必ずしも資産評価調整加算額となる年度とは限らない(数理上資産額が時価資産額を下回る年度もありうる)ことに留意が必要
 - ・掛金の引上げ猶予 …これも期間限定の取り扱いであるが、基本的に先送りであり、何ら不足金の 解消となっていない。
- (4)・予定利率の引下げによる標準掛金・特別掛金の引上げ
 - ・任意の繰越不足金解消による財政再計算を実施しての特別掛金の引上げ
 - ・特別掛金の額の引上げ(償却年数の短縮、定率償却への変更)

- ・次回の財政再計算までに発生すると見込まれる不足金を償却する特例掛金の設定
- ・純資産額が最低積立基準額を下回る額までで規約に定める額までの拠出

【 第 Ⅱ 部 】

問題4

(以下に挙げた解答例以外にも多くの観点からの記述が考えられるため、あくまで一例として参考に されたい。)

Α

確定給付企業年金制度の目的を果たすためには、将来にわたって年金制度が適切に運営され、給付が確実に行われるような仕組みとする必要がある。また、年金制度が制度終了・解散しても、加入者・受給権者の受給権が保護される仕組みとする必要もある。確定給付企業年金法では、継続基準および非継続基準の財政検証を通じた積立義務が設定されており、これにより上記仕組みが円滑に運営されるものとなっている。

<2つの基準が存在することについて>

継続基準は、年金制度が今後も継続するという前提で、将来の給付のために現時点で保有すべき積立金が確保されているかどうかを検証するものであり、非継続基準は、年金制度が現時点で終了するという前提で、それまでの加入者期間に係る給付に見合う積立金が確保されているかどうかを検証するものである。

米国などでは、非継続基準に近い積立目標で一本化されているが、我が国においては、以下の理由により、継続基準と非継続基準の2本建てによる財政検証が必要であると考える。

- ・米国では、バックローディング規制や将来部分の減額が可能であるなど我が国と異なる基準となっている。我が国ではそういった基準がないため、バックローディングのある年金制度においても積立状況を検証でき、今後も年金制度が継続するとした場合において、円滑な財政運営実施のためには継続基準は必要と考える。
- ・一方、経済環境の悪化、運用環境の悪化、景気の低迷等による母体企業の業績悪化などで、制度終了を余儀なくされる企業年金制度もあり、万が一、制度が終了した場合でも一定水準以上の積立金が確保されているかを検証する非継続基準も必要と考える。

<財政検証にかかる基準を厳格にすべきか、緩和すべきか>

「給付水準の維持」と「制度の存続」という2つの相反する事象のなかで、被保険者にとっての受給権保護とはどうあるべきか、これにより財政検証にかかる基準を厳格にすべきか、緩和すべきかがわかれるところであるが、現在おかれている経済環境、事業主の負担軽減策や掛金拠出の自由度の向上など総合的に考える必要がある。

それぞれの財政検証基準において、どうあるべきかを現行の基準の課題とあわせて、述べる。

<継続基準のありかたについて>

年金制度は長期的なもので、わずかな積立不足や少なくとも5年ごとに行う定期的な財政再計算を待って対応してもよいと考えられる範囲の積立不足であれば、ただちに掛金の見直しを行わなくてもよい。 昨今の市場環境の悪化、年金資産のボラティリティ拡大などで、一時的な積立不足の発生はおおいに考 えられ、これにより年金制度の存続が危ぶまれるようであれば、確定給付企業年金制度の目的に反する。 許容繰越不足金算定時に使用する「15%以下の一定割合」を弾力化することで、年金制度の安定化を 図ることを考えてもよい。また、平成24年3月末基準までで終了する下方回廊方式の恒久化も運用リ スクの対処法として考えられると思う。

しかし、いずれにしても財政検証基準の緩和となることから、積立不足解消を先延ばししていることになるため、積立水準の向上に向けた以下の対応もあわせて可能にすべきと考える。

例えば、母体企業の業績が好調で、掛金負担が標準掛金+特別掛金以上に可能な場合には、一定額(積立上限額等)まで掛金拠出を可能にする取り扱いにするなど自由度を上げてはどうかと考える。

<非継続基準のありかたについて>

非継続基準について、以下の課題があると考える。

- ① 最低積立基準額の算定方法について
 - (1)最低積立基準額計算用の予定利率により割引計算することで、加入者の最低積立基準額が自己都合要支給額以下となってしまうこと。
 - (2) 受給待期者の最低保全給付は、据置乗率による給付増を反映させる一方で、加入者の最低保全給付については、据置乗率による給付増を反映させてはならないことになっている。そのため、1 号方法による計算では、加入者と年齢・加入時点が同じで、計算基準日直前に退職した受給待期者と比べると、両者の最低保全給付に著しい格差が生じること。
 - (3) 最低積立基準額算定用の予定利率は、毎年定められる利率に0.8以上1.2の数以下を乗じることができる。この場合、事業主の恣意性が働く余地がある。

これらの解決策として、非継続基準における最低積立基準額を「自己都合要支給額」を用いてはどうかと考える。この数値であれば、事業主の恣意性は排除され、わかりやすい。

ただし、終身年金の場合は、受給権を正しく評価できていないことを十分に考慮する必要がある。

② 回復計画の取り扱いについて

これまでの回復計画で使用する年金資産の運用利回りについては、財政運営上の予定利率を上回らないように設定すればよく、実現不可能な利回りを設定することで、現実的とは言えない回復計画を策定し、追加拠出を回避することができた。これでは財政検証後の対応としては機能しておらず、積立不足を解消することはできない。

今回の改正では、

- ・回復計画が5年間の経過措置ののち、廃止されること
- ・廃止までの間に回復計画で使用する運用利回りを実現可能なものにしたことにより、現実的な対処方法に改善されたといえる。

確定給付企業年金制度を持続可能なものにするためには、

- ○労使合意に基づいた柔軟な給付設計が可能な制度
- ○公的年金を補完する役割をもつ制度

の両面からアプローチする必要があり、財政検証基準においても年金制度が長期的に継続するものとして捉えていかなければならないからこそ、経済環境の動向に対し、柔軟に対処できるようなものでなけ

ればならないと考える。

В

確定給付企業年金制度(以下、DB)から確定拠出年金制度(以下、DC)への移行に関する問題点について以下の観点から所見を述べる。

<過去分も含めた一部DC移行時の一括拠出について>

DBからDCへ過去分も含めて(資産移換を伴って)一部移行する場合は、数理債務、最低積立基準額の両方に対して積立不足がない状態とする必要があり、不足額がある場合には、掛金の一括拠出を行うこととされている。

このため、例えば、DBから給付のごく一部分をDCに移行する場合や、一部の加入者もしくは事業所をDCへ移行するだけであっても、制度全体で不足額を一括拠出する必要があり、DC移行の妨げともなっている。

継続基準の掛金については、税制の観点から最短の償却期間の規制があるにもかかわらず、DC一部移行の場合は、DBに残る部分についても一括拠出を求めるのは、過大に損金算入することにより利益調整に利用されるリスクもあると考えられる。

また、複数事業主が1つの年金制度を実施している場合、一部の事業所のみ確定拠出年金へ移行したいというニーズが生じる場合もある。移行とは無関係の事業所までもが、不足額を一括拠出するスキームとなっているが、そのような事業所にとっては、予め定めた償却期間で計画的に不足額を償却しているにもかかわらず、一括拠出を求められるというのは不合理ではなかろうか。

今般の財政運営の見直しでは、DCへの移行の対象となる部分についてのみ不足額の一括拠出を行うよう改正されることとなっており、上記の問題を解消する合理的な方法であると考えられる。

<DC移行時の給付減額の取り扱いについて>

DBからDCへの移行は、DB単独で考えると給付の額が減少するので、給付減額に該当する。しかし、加入者側から見た場合は、退職給付の合計(DB+DC)で考えると、DBからDCへの移行に伴って、その給付元の内訳が変わったものであり、一概に給付減額という意識はないとも考えられる。このため、減額同意を取りやすいとは言えるものの、そもそもの給付減額の判定については退職給付の合計で判定する方が合理的ではないかと考える。

例えば、DCから将来給付されると見込まれる額が、DBで減額となる額を上回るような場合については、減額とはみなさない取り扱いとしてもよいのではなかろうか。

ただし、DCの将来の給付見込額の見積もり方法については、DBの給付減額の要件にあるような、「移行部分にかかるDBの標準掛金とDC掛金がおおむね等しい」というような簡便的な比較ではなく、個人別に合理的に見積もるための基準を検討する必要がある。

なお、退職一時金については、DBと同様の受給権の保護があるわけではないため、ここでの退職給付の合計には含めるべきでないと考える。

<個人別管理資産へ移換される額について>

DBからDCの個人別管理資産に移換される額は、変更前後のDBにおける最低積立基準額の差額と

なっている。一方、退職一時金制度からDCへ移換できる限度の額は、変更前後の自己都合要支給額の 差額となっている。

退職給付全体(退職一時金、DB、DCの関係)で考えた場合、DBからDCへの移行に伴い要支給額どおりの資産額の移換ができるとは限らないため、退職一時金、DB、DCのバランスを考慮して退職給付制度を構築するにあたっては残存退職一時金を調整する等の必要が生じる。

また、最低積立基準額という考え方は加入者にとって非常にわかりにくいものであり、入社日や給与が一緒でも現在年齢によって金額が変わるなど、一時金をベースにしている日本の退職給付制度に馴染みにくいと考えられる。

この問題を解消するためには、次のいくつかの方策が考えられる。

- ・非継続基準の基準値そのものを最低積立基準額ではなく要支給額とするよう財政運営を見直す。
- ・DC移行時に限定して、DC移行部分の最低積立基準額を要支給額とできるようにする。
- ・D C 移換額の総額は現行どおり最低積立基準額をベースとして計算するが、個人別の按分について は要支給額ベースを可能とする。

なお、最低積立基準額は加入者に対する最低保証という位置づけであるが、上記方策を可能とする場合は加入者によっては減額となることが想定されるので、減額者の個別同意や退職給付全体でみて減額となっていないかなどの判定は必要である。

<DCからDBへの移行ができないことについて>

適格退職年金の終了に伴ってDC移行を行い、退職一時金の全部の移行先を適格退職年金制度からDC制度に変更した企業も多く存在した。

しかし、従業員への投資教育の負荷やリーマンショック等により個人別管理資産が元本割れするような不安定な運用環境下において、当初想定していたようなDCの運営が実現できたとは言い難く、DC全面移行よりもDCとDBとの併用などを望む企業もでている。

現状ではDCからDBへの移行(資産移換)はできないため、退職給付の総額を増やさないのであれば、将来分からDBを始めるなどの方法しかない。

そこで、DCの個人別管理資産をDBに移換することを可能とする事はできないかと考える。例えば、DBに持ち込んだ個人別管理資産に対し、CB制度のような利息付与(DCの想定利回りに相当)を行い、DBから給付を行うことを認めるのである。この場合、DCから持ち込んだ額は強固な既得権であると考え、減額は認めないようにすべきであるし、制度終了時にも優先して分配すべき額として取り扱うべきである。

以上